

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徵収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に不隨する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認業務」という)。 <p>なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。</p> <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共にして「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>〈オンライン資格確認業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名・国保情報集約システム 国保総合システム・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項 別表24及び44の項 番号法 第9条第2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表の主務省令」という。) 番号法別表の主務省令 第16条及び第24条</p> <p>〈オンライン資格確認業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2. 3. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 70. 83. 87. 111. 115. 116. 125. 131. 137. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (48. 69. 70. 71の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項及び第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う、など「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。</p> <p>○複数人での確認をおこなう事例 ・提供された本人情報のデータベース上への登録 ・鍵付きキャビネットでの書類保管 ・文書保存年限経過後の書類廃棄</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する <p>なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。</p>	事後	見直しによる追記
平成29年6月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名・国保情報集約システム・次期国保総合システム	事後	見直しによる追記
平成29年6月27日	2. 特定個人情報ファイル	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル・宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
平成29年6月27日	3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	<p>番号法第9条第1項、同法別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一省令」という。)第16条番号法別表第一省令第24条</p>	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	<p>番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) :第4欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に国民健康保険に係る情報が含まれる項(9、12、15、17、78、97、106、109の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)</p>	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	健康保険課長	健康保険課長 辰巳 育弘	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求・請求先	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	健康保険課	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	IIしきい値判断項目-1対象人数-いつ時点の計数か	平成26年11月28日時点	平成29年5月31日時点	事後	見直しによる変更
平成29年6月27日	IIしきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年3月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名・国保情報集約システム・次期国保総合システム	国民健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名・国保情報集約システム・国保総合システム	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	健康保険課長 辰巳 育弘	健康保険課長	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目-1対象人数-いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</p> <p>なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。</p>	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</p> <p>⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に不隨する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。</p>	事後	見直しによる変更
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一省令」という。)第16条 番号法別表第一省令第24条	番号法第9条第1項、同法別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一省令」という。)第16条 番号法別表第一省令第24条 <オンライン資格確認の業務> ・番号法第9条第1項 別表第1 第30項 ・番号別表第一省令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	見直しによる変更
令和3年4月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第41条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) :第4欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に国民健康保険に係る情報が含まれる項(9、12、15、17、78、81、88、97、106、109の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)	番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第41条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46、95の項) :第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) :第4欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に国民健康保険に係る情報が含まれる項(9、12、15、17、78、81、88、97、106、109の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項) <オンライン資格確認の業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	見直しによる変更
令和3年4月30日	II しきい値判断項目-1対象人数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和3年4月30日	II しきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第41条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46、95の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>:第4欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に国民健康保険に係る情報が含まれる項(9、12、15、17、78、81、88、97、106、109の項)</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)</p> <p><オンライン資格確認の業務></p> <p>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第41条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46、95の項)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>:第4欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に国民健康保険に係る情報が含まれる項(9、12、15、17、78、81、88、97、106、109の項)</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)</p> <p><オンライン資格確認の業務></p> <p>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	見直しによる変更
令和4年11月10日	II しきい値判断項目-1対象人 数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年11月10日	II しきい値判断項目-2取扱 者数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和7年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(7)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務 なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。	⑦オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認業務」という。 なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。	事後	見直しによる変更
令和7年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要		・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきいの導入を行ったことと、当該しきいのような、他の医療保険者等と共に「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	見直しにより追加
令和7年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要		<p><オンライン資格確認業務></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行つために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行つために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供された被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	見直しにより追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月3日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、同法別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一省令」という。）第16条 番号法別表第一省令第24条 <オンライン資格確認の業務> ・番号法第9条第1項 別表第1 第30項 ・番号法別表第一省令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法 第9条第1項 別表24及び44の項 番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下、「番号法別表の主務省令」という。） 番号法別表の主務省令 第16条及び第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号法の改正等に伴う変更
令和7年2月3日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二（番号法別表第二における情報提供の根拠）（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項） (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (番号法別表第二における情報照会の根拠)（27、42、43、44、45の項） (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p>	<p>・番号法 第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2. 3. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 70. 83. 87. 111. 115. 116. 125. 131. 137. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (48. 69. 70. 71の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項 <オンライン資格確認業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号法の改正等に伴う変更
令和7年2月3日	II しきい値判断項目-1対象人数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年2月3日	II しきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策-8人手を介在させる作業	項目なし	新規追加	事後	新様式による追加
令和7年2月3日	IVリスク対策-11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規追加	事後	新様式による追加